

木質燃料ストーブ等設置補助金



木質ストーブ等 最大 20 万円補助

当麻町内において、自ら居住する個人または戸建専用住宅を新築する個人の方で、暖房用の木質燃料ストーブ等を設置する方に補助します。

■補助対象経費

木質燃料ストーブ等の設置に係る経費（消費税を除く）

■補助金の額

補助対象経費の 2 分の 1（千円未満は切り捨て）以内で上限額は 20 万円

■主な要件

- (1) 木質燃料ストーブ等の設置に係り、建築基準法その他関係法令を遵守していること。
- (2) 設置しようとする木質燃料ストーブ等が、二次燃焼以上のシステムを有していること。ただし、木質ペレットストーブについてはこの限りではない。
- (3) 設置しようとする木質燃料ストーブ等の主たる材質が、鋳鉄、鋼板又はこれらに類する耐久性を有するものであること。
- (4) 設置しようとする木質燃料ストーブ等に接続される煙突は、建物の構造を貫通する部分及び屋外部分が二重煙突であること。ただし、強制給排気式（FF式、FE式）の場合で、排気筒を屋内にて立ち上げる場合はこの限りではない。

■補助を受けるには？

発注・取付前に申請が必要です。必要書類は当麻町ホームページをご覧になるか、下記問い合わせ先へご連絡ください。

お問い合わせ先

当麻町役場 まちづくり推進課 企画商工係

〒078-1393 北海道上川郡当麻町 3 条東 2 丁目 1 1 番 1 号

電話 0166-84-2111（内線 123・124）



ホームページ
リンク先